

# 平成 28 年度 地域発 元気づくり支援金事業 募集要項（第 2 次募集）

## 1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

## 2 募集期間等

平成 28 年 5 月 2 日（月）から平成 28 年 6 月 10 日（金）まで

## 3 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

## 4 交付対象事業

- (1) 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業
  - ① 地域協働の推進に関する事業
  - ② 保健、医療、福祉の充実に関する事業
  - ③ 教育、文化の振興に関する事業
  - ④ 安全・安心な地域づくりに関する事業
  - ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
  - ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
    - ア 特色ある観光地づくり
    - イ 農業の振興と農山村づくり
    - ウ 森林づくりと林業の振興
    - エ 商業の振興
    - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
  - ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
  - ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) 平成 28 年度事業において、県全域で重点的に推進するテーマとして次の 6 項目を設定し、その推進のため、補助率をかさ上げする。
  - ① 県と市町村との協働事業
  - ② 自然エネルギーの普及・拡大
  - ③ 障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援
  - ④ 地域防災力の向上
  - ⑤ 子育て支援
  - ⑥ 災害復興対策事業

## 5 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業

- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

## 6 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源(地方債、分担金・負担金、事業収入等)を控除した経費(ただし、公共的団体等の事業については、特定財源(地方債を除く)も対象経費に含める。)

### 【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費(ただし、一部事業を除く。)

## 7 支援金の交付額

### (1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等(下記の市町村を除く。)	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村 公共的団体等	2 / 3 以内	2 / 3 以内

### (2) 補助限度額 補助額の下限30万円

## 8 選定方法

地域に設置する選定委員会の審査を経て、採択事業を決定

## 9 選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること  
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること  
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)
- (4) <市町村の場合>  
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること  
<公共的団体の場合>  
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)
- (6) その他、地方事務所長が必要と認める基準を満たしていること

## 10 応募方法等

### (1) 書類の提出先

応募書類の提出先は次のとおりです。

- 市町村の場合 北信地方事務所地域政策課企画振興係
- 公共的団体等の場合 団体等の活動拠点がある市町村の企画担当課（別表参照）

### (2) 提出書類

次の書類を、1部提出してください。（様式は長野県公式ホームページからダウンロードしてください。<http://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>）

- ① 地域発 元気づくり支援金事業計画書（別記様式第1号）
- ② 地域発 元気づくり支援金事業計画書別紙（別記様式第1号関係）
- ③ 事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書、見積書、カタログ等）
- ④ 公共的団体等の概要書（団体概要や活動概要を記載した資料等）
- ⑤ 公共的団体等の規則（会則等）
- ⑥ 予算書（該当する事業が記載されているもの）
- ⑦ その他、必要に応じ事業内容、経費の積算を説明する資料等
- ⑧ 事業計画提出書類チェックリスト

### (3) 事業ヒアリング

全ての応募事業を対象に、北信地方事務所の担当者が、申請者から事業の概要のヒアリングを行います。

※ヒアリングの日時等の詳細は事業計画提出締め切り後に連絡します。（6月中旬を予定）

## 11 補助金の交付手続

補助対象事業として決定した場合には、改めて補助金交付申請等の事務手続きをしていただきます。また、事業終了後は速やかに実績報告書を提出していただきます。

なお、事業の確認調査を行いますので、事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿等経理状況を明確にした関係書類を整えておいてください。

## 12 補助金の返還等について

次の場合には、補助金の支払ができない（又は全額若しくは一部を返還していただく）ことがあります。

- ・ 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき
- ・ 補助金を交付対象事業以外又は交付対象経費以外に使用したとき
- ・ 補助金を受けた事業を中止したり、縮小したり、又は完了できなかったとき 等

## 13 広報表示について

支援金により取得（作成）した備品・設備、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示してください。

## 14 事業評価及び公表

事業終了後は、所定の方法により事業の自己評価をしていただきます。

事業結果は、北信地方事務所長に報告していただくとともに、自ら公表に努めていただきます。

\* 以上のほか、地域発 元気づくり支援金交付要綱及び同交付要領にご留意ください。

■「地域発 元気づくり支援金」に関する情報・申請様式は、次のホームページをご覧ください。

○地域発 元気づくり支援金（長野県ホームページ）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>

長野県北信地方事務所地域政策課  
（課長）吉原 明彦 （担当）沖 美香  
電話（代表）0269-22-3111（内線 213）  
電話（直通）0269-23-0201  
ファクシミリ 0269-23-0256  
e-mail : hokuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

別表 北信地方事務所管内市町村「地域発 元気づくり支援金」担当課

市町村	担当課	連絡先
中野市	政策情報課政策推進係	電話：0269-22-2111(代表) FAX：0269-26-0349 e-mail: seisaku@city.nakano.nagano.jp
飯山市	企画財政課ふるさと応援係	電話：0269-62-3111(代表) FAX：0269-62-5990 e-mail: kikaku@city.iiyama.nagano.jp
山ノ内町	総務課企画財政係	電話：0269-33-3111(代表) FAX：0269-33-4527 e-mail: kikaku-zaisei@town.yamanouchi.nagano.jp
木島平村	総務課政策情報係	電話：0269-82-3111(代表) FAX：0269-82-4121 e-mail: kicho@kijimadaira.jp
野沢温泉村	総務課企画財政係	電話：0269-85-3111(代表) FAX：0269-85-3913 e-mail: kikaku@vill.nozawaonsen.nagano.jp
栄村	総務課企画財政係	電話：0269-87-3111(代表) FAX：0269-87-3083 e-mail: kikaku_zaisei@vill.sakae.nagano.jp